

全国先物協会の定款

目 次

第1条 :	名称	5
第2条 :	所在地	5
第3条 :	目的	5
第1項 :	基本目的	5
(a)	公益	5
(b)	財務基準	5
(c)	仲裁	5
(d)	適格性基準	6
(e)	顧客保護	6
(f)	非会員との業務	6
(g)	法人権限	6
第2項 :	契約市場	6
(a)	NFA 規則の適用除外	6
(b)	特定規則の採択禁止	7
第3項 :	立法機関への伝達	7
第4条 :	組織の形態	7
第5条 :	地域区分	7
(a)	東部地区	7
(b)	中部地	7
(c)	西部地区	7
第6条 :	会員	8
第1項 :	会員の適格性	8
第2項 :	会員の区分	8
第7条 :	理事会	8
第1項 :	総則	8
第2項 :	理事会の構成	8
(a)	契約市場の代表	8
(b)	商品取引員、レバレッジ契約マーチャント、および取次ぎブローカーの代表	9
(c)	業界参加会員の代表と公益代表	9
第3項 :	指名、選挙	10
(a)	指名委員会	10
(b)	嘆願手続き	10
(c)	選挙	10
(d)	公益代表	10

第4項：	理事の任期	10
(a)	契約市場代表の理事	10
(b)	その他の理事	10
第5項：	投票、定足数	10
第6項：	主要行動計画および優先順位の策定	11
第7項：	理事長および副理事長	11
第8項：	欠員	11
第8条：	運営委員会	11
第1項：	総則	11
第2項：	運営委員会が行使することのできない理事会の権限	11
(a)	一般禁止事項	11
(b)	個別禁止事項	11
第3項：	運営委員会の構成	12
第4項：	委員の選出、欠員	12
第5項：	投票、欠員	12
第9条：	会長および補佐役員	12
第10条：	指名委員会	13
第1項：	総則	13
第2項：	構成、委員の任期	13
第3項：	委員の選出	13
第11条：	内規	13
第1項：	採択、修正、廃止	13
第2項：	内規の内容	14
第12条：	要件の有効期日	14
第13条：	存続期間	14
第14条：	会員の責任	14
第15条：	資金調達	14
第1項：	費用	14
第2項：	当初の運営資金	14
第3項：	収入	14
第4項：	融資その他の受け入れ	14
第16条：	雑則	15
第1項：	登記上の事務所	15
第2項：	発起人	15
第3項：	補償	15
第4項：	解散	15
第5項：	理事の責任	15
第17条：	定款の採択、修正、廃止	15
第18条：	定義	16

全国先物協会の定款

[¶ 3011] 第1条：名称

本会は、全国先物協会（以下「NFA」という）と称する。

[¶ 3017] 第2条：所在地

NFAは、主たる事務所をイリノイ州シカゴ市に置き、地方事務所をニューヨーク州ニューヨーク市および理事会が定めるその他の場所に置くものとする。

[¶ 3023] 第3条：目的

[¶ 3023.1] 第1項：基本目的

NFAの基本目的は、本条第2項の制限に従い、(i) 本条に述べるNFAの会員たる者（以下「会員」という。）の規制を行う義務を負い、(ii) 上述の事項に関する、商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）の直接規制の重荷を軽減し、(iii) 契約市場の指定、契約市場規則の承認、業界専門職の登録、および商品先物業界の発展や拡大する業界サービスの公共利用に影響を与えるCFTCのその他の職務にCFTCの資源を円滑に振り向けることによって、商品先物業務に従事する者の業務環境を改善し、その共通の利益を促進することである。NFAがこれらの目的を達成するために行う行為には、次のものが含まれる。

(a) 公益

詐欺的、不正操作的な行為、慣習を防止し、公正なる売買の原則を促進し、広く公益を保護することを目的とする、以下の者に関する公正慣習要件の採択、運用、執行。

- ・商品取引員、商品プール・オペレーター、商品取引顧問、取次ぎブローカー、またはレバレッジ契約マーチャントとしてCFTCに登録されている者
- ・提携者（第18条参照）

(b) 財務基準

本条第2項(a)号の規定にかかわらず、商品取引員、取次ぎブローカー、またはレバレッジ契約マーチャントである会員の支払不能、破産、もしくは危険あるいは健全な財務状況に対する防衛を目的とする、上述の会員に関する財務および関連要件の採択。上述の会員の財務状況および関連事項の直接もしくは代理人を通した監査、審査の遂行。および、CFTC規則で特に定めのある場合を除き、上述のすべての会員によるNFA財務関連要件の遵守の判定とその執行。ただし、契約市場もしくは清算組織における会員特権に関するNFA会員の財務関連適格要件を採択、運用、執行する権利は当該契約市場または清算組織にあることは明白である。

(c) 仲裁

上記(a)号に規定された会員、その従業員、提携者に対する商品取引所法（以下「法」という。）第17条(b)(10)に基づく顧客の苦情ないし苦情の申し立て、顧客に対する上述の会員もしくは提携者の苦情ないし苦情申し立て、上述の会員もしくは提携者の間の苦情ないし苦情申し立てを自主的に解決するための仲裁などを通した公正手続きの採択および運用。ただし、当事者が法的に有効かつ拘束力のある合意をもってNFA以外の場で上述の苦情ないし苦情申し立て

を解決することを確約している場合、もしくは当事者が契約市場の規則によって紛議を当該契約市場での解決手続きに委ねることを義務づけられている場合には、上記の手続きは適用されない。

(d) 適格性基準

会員および提携者の適合性を確保するためにNFAが必要かつ適切とみなす訓練、経験やその他の資格要件に関する適切な基準の採択。会員および提携者に対する技能判定筆記試験の開発および運営。CFTCの承認を得て、会員、提携者、およびCFTCへの登録が義務づけられている他の者の登録業務の運営。NFAが採択する提携者に関する上述の要件、試験、登録は、類似の活動を行っている各契約市場会員の同意を得て、契約市場会員が実施する提携者に関する要件、試験、および関連の活動に取って代わるものとする。

(e) 顧客保護

本条第2項(a)号の規定にかかわらず、上記(a)号に規定される会員、提携者、それらの顧客の間の売買や関係に関する先物業界の統一要件（勧誘活動の内容、やり方、手段、場所、および顧客の注文、取引、口座の取り扱い、記録、会計の様式とやり方を定める要件を含む）の採択、運営、執行。

(f) 非会員との業務

商品取引員、商品プール・オペレーター、商品取引顧問、取次ぎブローカー、またはレバレッジ契約マーチャントとしてCFTCへの登録義務があり、かつ一般顧客、商品プールあるいはその参加者、商品取引顧問の顧客、またはその他の者のために勘定、注文、取引にかかる行為を行っている非会員もしくは営業停止中の会員のため、もしくはその者に代わって、会員が、商品先物契約における勘定の保持、注文の受託、または売買取引の取り扱いを行うことを、(i)当該非会員が法第17条に基づいて登録されたその他の先物協会の会員であるか、(ii)営業停止中の当該会員が理事会もしくはその配下の委員会によって禁止条項から免除されている場合を除き、禁止すること。

(g) 法人権限

本定款に定める目的のために必要、好都合、または適切な、土地、借地権、および株、不動産、動産権、動産もしくは混合資産、一手販売権、利権、免許または特権の購入またはその他の方法による取得、および保有、所有、維持、稼働、開発、売却、賃貸、交換、賃借、譲渡、抵当権設定、またはその他の処分および売買。NFAの目的のための資金借り入れ、およびそれに付随する実物資産、動産、もしくは混合資産の抵当権設定。NFAの名における訴訟および弁護。NFAによる、あるいはNFAに対する苦情もしくは紛議の解決または示談。定款にうたわれた目的の概要および本条第2項に規定される制限に従い、目的を達成し、上述の権限を推進し、上述の業務もしくは権限、またはその一部に付隨、派生、関連するその他のすべての行為を遂行し、デラウェア州およびアメリカ合衆国の他の各州、準州および保護領、コロンビア特別区、およびすべての外国におけるNFAの法人権限もしくは権利行使するために必要かつ適切な、あらゆる行為の実行。

[¶ 3023.2] 第2項：契約市場

(a) NFA規則の適用除外

会員または提携者の特定行動が、契約市場の要件によって支配または規制されているか、当該会員または提携者の上述の行動について当該契約市場の規律権が及ぶときは、NFA要件は当該会員または提携者の上述の行動を支配または規制するものではない。

(b) 特定規則の採択禁止

NFAは、次に掲げる事項を支配もしくは規制する規則、基準、要件または手続きを採択、運用、あるいは会員または提携者に対して執行しないものとする。

- (i) NFAの規則、基準、要件、または手続きが契約市場の当該要件と一致し、矛盾しない場合を除き、先物契約や先物取引の類に関する所用証拠金の最低水準、その計算、あるいはその遵守。
- (ii) 契約市場の理事会または委員会における会員適格性、清算特権、任務。
- (iii) 契約市場または清算組織における会員の権利、特権、義務、および責任。
- (iv) 契約市場もしくは清算組織の規則、基準、要件、または手続きの内容、解釈、運用、あるいは執行。
- (v) 契約市場の立会場における業務またはその他の活動の遂行。
- (vi) 先物契約の条件。

[¶ 3023.3] 第3項：立法機関への伝達

NFAは、理事会の事前の承認がある場合を除き、未決もしくは未決と思しき事項に関しては、立法機関に対してその公式な立場、見解、または意見としていかなる声明も伝えないものとする。

[¶ 3029] 第4条：組織の形態

NFAは、会員法人であり、株主資本を有さない。NFAは、営利目的で設立されたものではなく、営利のための行動は行わない。その純収入または収益は、会員がNFAに供与した純粋な融資もしくはその他の信用の返済以外に、会員の利益に充てることはしない。

[¶ 3035] 第5条：地域区分

本定款の目的を達成するため、NFAの地域を次の3地区に区分する。

- (a) 東部地区——コネチカット州、デラウェア州、ワシントン特別区、メイン州、メリーランド州、マサチューセッツ州、ニューハンプシャー州、ニュージャージー州、ニューヨーク州、ノースカロライナ州、ペンシルベニア州、ロードアイランド州、サウスカロライナ州、バーモント州、バージニア州、ウェストバージニア州
- (b) 中部地——アラバマ州、アーカンソー州、フロリダ州、ジョージア州、イリノイ州、インディアナ州、アイオワ州、ケンタッキー州、ミシガン州、ミシシッピ州、オハイオ州、テネシー州、テキサス州、ウィスコンシン州、およびエルトリコ準州、米領バージン諸島、パナマ運河地帯
- (c) 西部地区——アラスカ州、アリゾナ州、カリフォルニア州、コロラド州、ハワイ州、アイダホ州、カンザス州、ルイジアナ州、ミネソタ州、ミズーリ州、モンタナ州、ネブラスカ州、ニューメキシコ州、ネバダ州、ノースダコタ州、オクラホマ州、オレゴン州、サウスダコタ州、ユタ州、ワシントン州、ワイオミング州、および上記 (b) に含まれないすべての米領

[¶ 3041] 第6条：会員

[¶ 3041.1] 第1項：会員の適格性

NFA会員たるにふさわしい者には、以下に掲げる者が含まれる。

- (a) CFTCに登録している者
- (b) 契約市場、および
- (c) CFTC規則によりNFA会員にふさわしいと認定された者。

[¶ 3041.2] 第2項：会員の区分

次に掲げる区分の1つ以上において会員適格性を有する者は、

- (a) 商品取引員 (FCM)
- (b) 商品プール・オペレーター (CPO)
- (c) 商品取引顧問 (CTA)
- (d) 取次ぎブローカー (IB)
- (e) レバレッジ契約マーチャント (LTM)

――第7条、第8条、第10条の趣旨に鑑み、その業務が主に関連するいずれか1つの区分において会員とみなされる。CPO、CTA、またはIBが次の事例に該当し、当該区分における投票資格がない場合を除き、各会員はその会員区分に採決権があるすべての事案に関して1票の議決権を有する。

- (a) その者がFCM会員の従業員である場合。
- (b) FCM会員またはその従業員が当該会員の過半数以上の株式を保有する場合。
- (c) 当該会員がFCM会員によって直接、もしくは間接に支配されている場合。ただし、FCM会員と保証契約を結んでいるIB会員は、本項の趣旨に鑑み、当該契約だけを理由に当該FCM会員に直接、もしくは間接に支配されているとはみなされない。

ただし、上記のCPO、CTA、IBは、会員適格性を有するその他の区分（例えば、FCM）のいずれか1つにおいて投票資格を有する。

[¶ 3047] 第7条：理事会

[¶ 3047.1] 第1項：総則

理事会の職務には、NFA業務の運営、NFA内規の採択、NFAの基本目的の達成が含まれる。

[¶ 3047.2] 第2項：理事会の構成

理事会は、次に掲げる者によって構成される。

- (a) 契約市場の代表 1契約市場会員につき1名の代表。ただし、ある暦年における出来高が全契約市場の出来高の20%以上を占めた契約市場会員は、その翌年（すなわち、その年の年次選挙から次の年次選挙まで）に2名の代表を理事会に送ることができる。個々の契約市場の出来高は、当該契約市場において締結された商品先物契約の数とする。全契約市場の出来高は、全米の契約市場において締結された商品先物契約の数とする。契約市場において締結された契約の数は、契約の取引単位に差があるため、必要に応じて調整する（例えば、ある商品5000オンスの1契約は、計算上、同一商品1000オンスの5契約に等しい）。ただし、11を超える契約市場会員が同じ時期に理事会に代表を送ることはできない。11を超える契約市場会員が

存在する場合は、前暦年の出来高が上位11位までの契約市場会員が代表を送ることができるものとする。

(b) 商品取引員、レバレッジ契約マーチャント、および取次ぎブローカーの代表

(i) 登録商品取引員（以下「FCM」という。）会員、登録レバレッジ契約マーチャント（以下「LTM」という。）会員、および登録取次ぎブローカー（以下「IB」という。）会員の選出代表16名。内訳は、以下の通り。

- (A) 1~15の事務所を持つFCMおよびLTMの代表3名。
- (B) 16~50の事務所を持つFCMおよびLTMの代表3名。
- (C) 上記(A)または(B)のどちらかのFCMおよびLTMの代表2名。
- (D) 51以上の事務所を持つFCMおよびLTMの代表6名。
- (E) 最低調整純資本要件を課されているIBの代表1名。
- (F) 最低調整純資本要件を課されていないIBの代表1名。

FCMおよびLTM会員の支店には、当該FCMまたはLTM会員がその事務所を経由してFCMまたはLTM業務を行う系列会社の支店も含まれる。

(ii) FCMおよびLTMの理事会への全代表の半数以上が同一の（第18条に定義された）NFA地区に居住していくはならない。理事会への選出に十分な票を獲得した者の半数以上が同一のNFA地区に居住する場合は、上記(i)の区分割当要件に従い、得票数上位7名のみが選出される。残り7名のFCMおよびLTMの理事会への代表は、上記(i)の区分割当要件に従い、得票数上位7名とは別の地区に居住する者とする。ただし、理事会に欠員が生じる場合は、FCMおよびLTMの理事会への代表の半数以上が同一の地区に居住することの禁止は適用されない。得票数が同じ場合は、理事会による無作為の抽選によって当選者が決められる。

(iii) IB代表の理事は、互いに同一のNFA地区に居住することはできない。

(iv) FCM、LTM、またはIBは、同じ時期に1名を超える代表を理事会に送ることはできない。この制限の趣旨に鑑み、FCM、LTM、またはIBの役員、取締役、パートナー、従業員、またはその10%を超える株式の受益所有者であり、契約市場の代表でない者は、FCM、LTM、またはIBの代表とみなされる。

(c) 業界参加会員の代表と公益代表

(i) 次の6名の個人（以下「業界参加会員」という。）。

(A) NFA会員である登録商品プール・オペレーター（以下「CPO」という。）の選出代表3名。

(B) NFA会員である商品取引顧問（以下「CTA」という。）の選出代表3名。

(ii) NFA会員の従業員ではない個人9名（以下「公益代表」という。）。そのうち最低4名は、商品先物業界の企業と直接的な関連がある者であってはならない。残りの公益代表は、商業銀行、商社、その他の先物市場利用者から選ぶことができる。公益代表を務める個人は、CFTC規則に定める適格基準を満たさなければならない。

(iii) 上記(i)(A)および(B)のどちらの区分においても、2名以上の理事が同一のNFA地区に居住することはできない。特定の区分において理事会への選出に十分な票を獲得した2名が同一のNFA地区に居住する場合は、得票数上位2名のみが選出される。各区

分の残り 1 名の理事会への代表は、得票数上位 2 名とは別の地区に居住する者とする。得票数が同じ場合は、理事会による無作為の抽選によって当選者が決められる。

- (iv) 業界参加会員は、同じ時期に 1 名を超える代表を理事会に送ることはできない。この制限の趣旨に鑑み、業界参加会員の役員、取締役、パートナー、従業員、またはその 10 % を超える株式の受益所有者であり、契約市場の代表でない者は、業界参加会員の代表とみなされる。

[¶ 3047.3] 第 3 項：指名、選挙

選出理事は、次のように選ばれるものとする。

(a) 指名委員会

指名委員会（第 10 条参照）は、各選出理事枠に対して最低 1 名の候補を指名するものとし、その候補のうち少なくとも 1 名は、契約市場の会員でない FCM の代表とする。この指名は、本条に含まれる適格要件に基づいて行われるものとする。

(b) 嘆願手続き

次のものにより、選出理事枠について指名を行うことができる。

- (i) 指名対象区分（例えば、FCM および LTM、IB、CPO、および CTA）に含まれる 50 名以上の NFA 会員による署名嘆願書、もしくは
(ii) NFA によって指名対象区分 [上記 (b) (i) 参照] を公正に代表すると NFA が認定する団体もしくは協会が提出する嘆願書。

嘆願書は、内規に指定された様式に沿って提出されるものとする。嘆願書によって指名できる候補は、1 つの選出枠につき 1 名までとする。

(c) 選挙

NFA 会員区分 [上記 (b) (i) 参照] において候補者数が定員を上回る場合、当該区分の会員はその後、多数決によって、指名を受けた者の中から当該区分を代表する理事を選任する。選挙は、年次選挙を規定する内規に定める様式に沿って行われるものとする。

(d) 公益代表

公益代表は、次のように選ばれるものとする。年次選挙前に、理事会が会員から公益代表区分の理事候補の指名を募る。理事会は年次定例会議において、多数決によって、指名を受けた者の中から公益代表の理事を選任する。

[¶ 3047.4] 第 4 項：理事の任期

(a) 契約市場代表の理事

契約市場を代表する理事の任期は、当該理事を代表とする契約市場が随意決定するものとする。

(b) その他の理事

契約市場の代表以外の理事の任期は、当該理事が選出された年次選挙の日から、後任者が選任される 3 年後の年次選挙の日まで、3 年間とする。ただし、NFA 設立当初の理事の任期はこの限りでなく、設立当初の指名委員会が各理事候補の任期を定めるものとする。

[¶ 3047.5] 第 5 項：投票、定足数

各理事は、NFA の公式行動を決定するため理事会に諮られる案件に関し、それぞれ 1 票の議決権を有するものとし、また本定款もしくは NFA 内規で特に定めがない限り、理事会の出席者数が定足数に達している場合、理事会に出席し、投票した理事の過半数の賛成投票が、NFA の公式行動となるものとする。理事会の定足数は、NFA 内規で緊急事態におけるそれ未満の定足数を特に指定している場合を除き、理事の半数とする。

[¶ 3047.6] 第 6 項：主要行動計画および優先順位の策定

理事会は、運営委員会および NFA 職員が遵守すべき主要行動計画および優先順位を策定する。これには、NFA の資金の委託および支出に関するものも含まれる。

[¶ 3047.7] 第 7 項：理事長および副理事長

NFA は、各 1 名の理事長および副理事長を置き、両名は異なる NFA 地区に居住するものとする。理事長および副理事長は、任期を 1 年とし、理事会の年次定例会議において多数決によって選任される。理事長は在任中の理事の中から選任されるものとし、副理事長は運営委員会の委員に選任された理事の中から選任されるものとする。

[¶ 3047.8] 第 8 項：欠員

理事の任期満了前に理事会に欠員が生じた場合は、欠員が生じた会員区分を代表する残りの理事が多数決によって選任する適格者（残任期間を務める）が、これを埋めるものとする。ただし、契約市場代表の理事に欠員が生じた場合は、当該契約市場が後任者を任命するものとする。欠員が生じた会員区分を代表する残りの理事がいない場合は、理事会が多数決によって選任する適格者が、当該欠員を埋めるものとする。

[¶ 3053] 第 8 条：運営委員会

[¶ 3053.1] 第 1 項：総則

理事会に運営委員会を置き、同委員会は、第 2 項に定める場合を除き、理事会の全権限を行使できるものとする。承認を得た運営委員会の行動は、理事会の行動とみなされる。

[¶ 3053.2] 第 2 項：運営委員会が行使することのできない理事会の権限

(a) 一般禁止事項

理事会の開催中は、運営委員会は理事会のいかなる権限も行使することはできない。また、近く開かれる理事会での討議対象となっている案件に関しては、運営委員会はいかなる時も理事会の同意なしに行動を起こすことはできない。

(b) 個別禁止事項

運営委員会はいかなる時も次に掲げる理事会の権限を行使することはできない。

- (i) 内規の採択、修正、または廃止。あるいは定款を採択、修正、または廃止する提案の承認。
- (ii) NFA 資金の委託および支出に関するものを含む、主要行動計画や優先順位の策定。ただし、理事会が、内規または理事会決議で規定された特別枠内で支出を行う権限を運営委員会に与えた場合を除く。
- (iii) NFA 理事、役員、または委員の選任、指名もしくは解任。

- (iv) 他団体との合併もしくは統合の計画の採択。
- (v) NFA のすべてのまたは大半の財産あるいは資産の売却、賃貸、交換、または抵当権設定。
- (vi) NFA の自主解散、もしくはそのための手続きの撤回。
- (vii) NFA 資産の分配計画の採択。
- (viii) 運営委員会による修正または廃止の禁止を定める理事会決議の修正または廃止。

[¶ 3053.3] 第3項：運営委員会の構成

運営委員会は、次に掲げる者によって構成される。

- (a) NFA 会長、および
- (b) 次の 9 名の理事。
 - (i) 理事長、および
 - (ii) 以下の 8 名の理事。
 - (A) 契約市場を代表する 2 名の理事。
 - (1) 2 名の代表を理事会に送っている契約市場の代表 1 名。
 - (2) 1 名の代表を理事会に送っている契約市場の代表で、上記 (1) の契約市場の代表とは別の地区に居住する者 1 名。ただし、2 名の理事を有する契約市場がない場合は、1 名の理事を有する契約市場の理事 2 名。
 - (B) FCM、LTM、または IB を代表する理事 3 名。ただし、2 名を超える理事が、同一地区に居住する FCM、LTM、または IB を代表してはならない。
 - (C) CPO を代表する理事 1 名および CTA を代表する理事 1 名。CPO と CTA の代表は別の地区に居住していなければならない。
 - (D) 商品先物業界の企業とは直接的な関連がない公益代表の理事 1 名。

[¶ 3053.4] 第4項：委員の選出、欠員

運営委員会の選出委員は、理事会により、その年次定例会議において、次のように選ばれるものとする。2名の理事を有する契約市場を代表する理事が、上記 (b) (ii) (A) (1) の区分の委員を1名選出する。1名の理事を有する契約市場を代表する理事が、上記 (b) (ii) (A) (2) の区分の委員を1名（2名の理事を有する契約市場がない場合は、2名）選出する。FCM、LTM、IB を代表する理事が、上記 (b) (ii) (B) の区分の委員を選出する。業界参加会員を代表する理事が、上記 (b) (ii) (C) の区分の委員を選出する。公益代表の理事は、理事会によって選任される。運営委員会に欠員が生じた場合は、同じ方法で補充される。得票数が同じ場合は、理事会による無作為の抽選によって、当選者が決定される。

[¶ 3053.5] 第5項：投票、欠員

運営委員会の各委員は、運営委員会の審議事項に関して、それぞれ1票の議決権を有する。運営委員会の定足数は、契約市場を代表する委員 1 名、FCM、LTM、または IB を代表する委員 1 名、および他のいずれかの委員 3 名とする。

[¶ 3059] 第9条：会長および補佐役員

NFA は、会長、事務局長、財務役、および理事会が適切とみなすその他の補佐役員を置く。前述の

役員は、理事会が、内規の規定に従って指名するものとし、また解任することができる。会長は、NFAの最高経営責任者であり、本定款、内規、および理事会決議に定められた職務を負う。

[¶ 3065] 第10条：指名委員会

[¶ 3065.1] 第1項：総則

NFAは、指名委員会、並びにその下にFCMおよびLTM、IB、CPO、CTAの各会員区分ごとに4つの小委員会を置く。各小委員会は、第7条の適格要件に従い、当該小委員会区分における各選出理事枠に最低1名の候補を指名するものとする。

[¶ 3065.2] 第2項：構成、委員の任期

(a) 指名委員会の各小委員会は、当該小委員会区分の3名の代表によって構成されるものとする。
ただし、次の場合を除く。

- (i) FCMおよびLTM小委員会は、1～15の事務所を持つFCMまたはLTMの代表1名、16～50の事務所を持つFCMまたはLTMの代表1名、および51以上の事務所を持つFCMまたはLTMの代表1名によって構成される。
- (ii) IB小委員会は、最低調整純資本要件を課されているIBの代表少なくとも1名、および最低調整純資本要件を課されてないIBの代表少なくとも1名を含む、代表3名によって構成される。

(b) 指名委員会の各委員の任期は、1年、もしくは当該委員が属する小委員会区分において補充すべき選出理事枠が少なくとも1つある年次選挙までとする。

[¶ 3065.3] 第3項：委員の選出

指名委員会の各小委員会は、各指名委員枠について、会員の投票によって選ばれる当該指名委員会の次期委員候補として、1名の適格者を指名する。各小委員会は、第7条第3項に定める方法での嘆願によって、各指名委員枠について、追加指名を行うことができる。選挙手続きは、第7条第3項に定める手続きと同じとする。前3期中に指名委員を務めた者は、新たに指名委員として指名もしくは選出されることはできない。指名もしくは選挙時に理事を務める者は、指名委員として指名もしくは選出されることはできない。指名委員会に欠員が生じた場合は、本条の規定に基づき、理事会が適格者の中から補充する。

[¶ 3071] 第11条：内規

[¶ 3071.1] 第1項：採択、修正、廃止

NFA内規は、在任中の全理事の過半数の賛成をもって、採択、修正、廃止することができる。ただし、以下の事例に該当する場合は、この限りではない。

(a) 区別別投票

第7条第2項(a)号～(c)号に規定された各会員区分（契約市場／FCM、LTMおよびIB／業界参加者および公益代表）の全理事の過半数の承認がない限り、理事会は次の行動を起こさないものとする。

(i) 内規を採択、修正、もしくは廃止する権限を、NFAの委員会、役員、従業員、または代

理人、その他の者に委任または他の方法で授与すること。

(ii) 会費または賦課金に関する内規を採択、修正、もしくは廃止すること。

(b) 契約市場会員の会費および賦課金

契約市場会員に課せられる会費、賦課金、または同様の負担金に関する内規は、契約市場を代表する全理事の同意なしに、採択、修正もしくは廃止することはできない。

[¶ 3071.2] 第2項：内規の内容

本定款に明記されている事項を除き、以下の事項は適宜、NFA内規によって規定されるものとする。入会および提携者登録の条件、承認の方法、適格要件。会員および提携者の制限、権利、権限、および義務。会費および賦課金。会員および提携者の除名および登録抹消の方法。苦情および苦情申し立ての解決手続き。並びに会員、登録、NFAの行動、運営、業務管理、財産、事務に関するその他のすべての事項。

[¶ 3077] 第12条：要件の有効期日

いかなる要件の有効期日も、NFAの資源、およびNFAの特定の業務、計画の慎重な開始に鑑みて、理事会が適切とみなす期日とすることができます。

[¶ 3083] 第13条：存続期間

NFAは、永遠に存続するものとする。

[¶ 3089] 第14条：会員の責任

いかなる会員の私有財産も、NFAの債務または負債の返済に充てられることはないものとする。

[¶ 3095] 第15条：資金調達

[¶ 3095.1] 第1項：費用

NFAの創設費は、設立者が負担するものとする。ただし、確たる証明のある創設費は、理事会の裁量によって、全額または一部を設立者に返済することができる。

[¶ 3095.2] 第2項：当初の運営資金

NFAの当初の運営資金は、契約市場その他からの借り入れによって賄うものとする。借り入れは、融資合意書、約束手形、もしくはその他の負債証明書を証拠とし、会費、賦課金、またはNFAのその他の収入からできるだけ速やかに返済するものとする。

[¶ 3095.3] 第3項：収入

NFAの営業収入は、第11条第1項 (a) (ii) および第1項 (b) の規定に従って、適宜内規に規定される、会員その他に課される会費、賦課金、手数料、およびその他の負担金とする。NFAが各会員区分または小区分のためにその職務並びに計画を遂行する際にかかる、あるいはかかると予想される、財務負担の差を反映するために、NFAは上述の負担金の金額表において、それぞれの会員区分または小区分に対して異なる料率や金額を定めることができる。

[¶ 3095.4] 第4項：融資その他の受け入れ

本定款のいかなる規定も、理事会が、NFAの当初のまたは継続的な必要を満たすために、その裁量で、本条に挙げた他の資金調達手段に代わり、またはこれに加えて、融資を獲得すること、贈与、助成金または寄付を受領すること、あるいは他の方法で資金を調達することを、禁止もしくは制限しないものとする。

[¶ 3101] 第16条：雑則

[¶ 3101.1] 第1項：登記上の事務所

デラウェア州におけるNFAの登記上の事務所は、100 West Tenth Street, City of Wilmington, County of New Castle, Delawareに置く。常駐代理人の氏名および住所は、Corporation Trust Company および 100 West Tenth Street, Wilmington, Delawareである。

[¶ 3101.2] 第2項：発起人

NFAの発起人の氏名および住所は、以下の通り。

Paul F. McGuire	Leo Melamed
184 Maple Avenue	350 Sunrise Circle
Highland Park, Illinois 60035	Glencoe, Illinois 60022

[¶ 3101.3] 第3項：補償

NFAは、その内規において、過去および現在の理事、役員、委員、従業員および代理人、あるいはNFAの要請により他団体の理事、役員、委員、従業員または代理人を務めている者または務めたことのある者に対する補償を、法の許す範囲内で規定する。

[¶ 3101.4] 第4項：解散

NFAの解散時には、債務を弁済した後のNFAの残余財産を、解散時の会員に、支払済みの会費および賦課金に応じて直ちに分配するものとする。

[¶ 3101.5] 第5項：理事の責任

デラウェア州一般法人法の現在の規定もしくは将来の修正条項が許す最大限の範囲内で、本法人の理事は、当該法人またはその会員に対して、理事としての信託義務不履行による金銭的損害の責任は負わないものとする。

[¶ 3107] 第17条：定款の採択、修正、廃止

本定款のいかなる規定も、本条に定める以外の方法では、採択、修正、廃止することはできない。定款の変更案はそれぞれ理事会に諮られ、第7条第2項(a)号に規定される会員区分（契約市場）の理事の3分の2、同条第2項(b)号に規定される会員区分（FCM、LTM、およびIB）の理事の過半数、および残りの理事の過半数によって承認された場合にのみ、速やかにNFA会員に提出されるものとする。変更案が第3条第2項に関連するものである場合は、少なくとも60日前までに各契約市場会員に対してその旨が書面で通知されない限り、当該変更案を承認のために理事会で討議することはできない。当該変更案は、理事会で承認され次第、会員による投票にかけられ、第7条第2項(a)号に規定される会員区分の会員で期限内に有効票を投じた者の3分の2の賛成票、および第7条第2項(b)号および(c)号に規定される各会員区分の会員で期限内に有効票を投じた者の過半数の賛成票をもって、

採択されるものとする。

[¶ 3113] 第18条：定義

本定款で使用される言葉の定義は、次の通り。

- (a) 「法」 -- 商品取引所法。
- (b) 「配下の者」 -- 他人によって支配され、その支配下にある者、または他の者と共に支配下にある者。
- (c) 「提携者」 -- 商品取引所法またはCFTC規則で使用される「外務員」という語の意味の範囲内で会員と結びつきがあり、CFTCに「外務員」としての登録が義務づけられている者、および理事会で提携者として指定された他の者。
- (d) 「理事会」 -- NFAの理事会。
- (e) 「CFTC」 -- 商品先物取引委員会。
- (f) 「商品プール・オペレーター」または「CPO」 -- 商品取引所法で使用されている語と同じ意味で、理事会によって提携者として指定されたCPOを除き、法およびCFTC規則に基づいて、CPOとしての登録が義務づけられている者。
- (g) 「商品取引顧問」または「CTA」 -- 商品取引所法で使用されている語と同じ意味で、理事会によって提携者として指定されたCTAを除き、法およびCFTC規則に基づいて、CTAとしての登録が義務づけられている者。
- (h) 「契約市場」 -- 1つまたはそれ以上の商品の契約市場としてCFTCが指定した取引所、またはCFTCがオプション取引の免許を授与した取引所。
- (i) 「清算組織」 -- 契約市場で執行された商品先物契約の値洗いを行う主体（契約市場の組織もしくは一部門、または別個の団体）。
- (j) 「手数料」 -- 申請の処理、資格試験の運営、仲裁の実施などに課される料金、およびその他の事務管理手数料。「手数料」という言葉には、会費、賦課金または同様の料金は含まれない。
- (k) 「先物」 -- 契約市場において取引されるオプション契約、および理事会が内規によって隨時NFAの規制と監督の対象にふさわしいと断定するその他の商品関連金融商品を含む。
- (l) 「商品取引員」または「FCM」 -- 商品取引所法で使用されている語と同じ意味で、法およびCFTC規則に基づいて、FCMとしての登録が義務づけられている者。
- (m) 「業界参加者」 -- 契約市場、商品取引員、レバレッジ契約マーチャント、または取次ぎブローカー以外の商品先物市場の参加者で、第7条第2項 (c) (i) に規定される者。
- (n) 「取次ぎブローカー」または「IB」 -- 商品取引所法で使用されている語と同じ意味で、法またはCFTC規則に基づいて、IBとしての登録が義務づけられている者。
- (o) 「レバレッジ契約マーチャント」または「LTM」 -- CFTC規則で使用されている語と同じ意味で、法またはCFTC規則に基づいて、LTMとしての登録が義務づけられている者。
- (p) 「会員」 -- NFAの会員。
- (q) 「者」 -- 個人、法人、パートナーシップ、信託、協会、およびその他の主体を含む。
- (r) 「公益代表」 -- 商品先物業界の企業とは直接的な関連がない、NFAの理事 [第7条第2項 (c) (ii) 参照]。

- (s) 「地区」 -- 第5条に定めるNFA地区。
- (t) 「居住する」 -- 提携者以外の者は、その者が代表する主体がその本部を置く地に「居住する」ものとみなされる〔例えば、第7条第2項 (b) (ii) 参照〕。提携者は、その者が雇用された地に居住するものとみなされる。
- (u) 「要件」 -- 設立認可証、内規、規則、規制、決議、または同様の規定によって課される義務、制限、手続き、もしくは基準。